

医政発0331第108号

令和7年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

歯科保健医療対策事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、平成15年4月4日付医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科保健医療対策事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和7年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

歯科保健医療対策事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
歯科保健医療対策事業実施要綱 医政発第 0404001 号 平成 1 5 年 4 月 4 日 一部改正 医政発第 0523009 号 平成 1 8 年 5 月 2 3 日 医政発第 0414005 号 平成 2 0 年 4 月 1 4 日 医政発第 0206001 号 平成 2 1 年 2 月 6 日 医政発 0225 第 10 号 平成 2 2 年 2 月 2 5 日 医政発 0330 第 8 号 平成 2 3 年 3 月 3 0 日 医政発 0405 第 8 号 平成 2 4 年 4 月 5 日 医政発 0515 第 7 号 平成 2 5 年 5 月 1 5 日 医政発 0324 第 21 号 平成 2 6 年 3 月 2 4 日 医政発 0410 第 24 号 平成 2 7 年 4 月 1 0 日 医政発 0330 第 31 号 平成 30 年 3 月 30 日	歯科保健医療対策事業実施要綱 医政発第 0404001 号 平成 1 5 年 4 月 4 日 一部改正 医政発第 0523009 号 平成 1 8 年 5 月 2 3 日 医政発第 0414005 号 平成 2 0 年 4 月 1 4 日 医政発第 0206001 号 平成 2 1 年 2 月 6 日 医政発 0225 第 10 号 平成 2 2 年 2 月 2 5 日 医政発 0330 第 8 号 平成 2 3 年 3 月 3 0 日 医政発 0405 第 8 号 平成 2 4 年 4 月 5 日 医政発 0515 第 7 号 平成 2 5 年 5 月 1 5 日 医政発 0324 第 21 号 平成 2 6 年 3 月 2 4 日 医政発 0410 第 24 号 平成 2 7 年 4 月 1 0 日 医政発 0330 第 31 号 平成 30 年 3 月 30 日

改正後	改正前
医政発 0328 第 9 号 令和 5 年 3 月 28 日 医政発 0626 第 4 号 令和 6 年 6 月 26 日 <u>医政発 0331 第 108 号</u> <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業 (略) 第 2 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 (略) 3 事業内容 各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）に位置づけられ、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院または歯科診療所の開設者が、病院歯科または地域拠点歯科診療所として必要な構造設備を整備するものとする。 ア 歯科診療に対応する専用の診療室の設置・増改築・<u>改修</u> イ 診療室のパーティションの設置 ウ 診療室内外のバリアフリー化 等	医政発 0328 第 9 号 令和 5 年 3 月 28 日 医政発 0626 第 4 号 令和 6 年 6 月 26 日 第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業 (略) 第 2 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 (略) 3 事業内容 各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）に位置づけられ、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院または歯科診療所の開設者が、病院歯科または地域拠点歯科診療所として必要な構造設備を整備するものとする。 ア 歯科診療に対応する専用の診療室の設置・増改築 イ 診療室のパーティションの設置 ウ 診療室内外のバリアフリー化 等

改正後	改正前
4 設置方針 (略) 5 運営方針 <u>地域拠点病院は、地域における歯科保健医療提供の拠点としての役割（専門性の高い歯科医療の提供や過疎地域を含め地域の歯科医療機関の後方支援機能、入院患者の口腔管理等）を有するものとする。必要に応じて、地域における研修機能も有するものとする。</u> また、地域拠点歯科診療所は、<u>地域（二次医療圏等）において、診療に困難を伴う障害者の患者（高度・特殊治療を除く）を受け入れるものとする。（一般的な歯科疾患を有する患者の診療を行う場合も含む。）</u>	4 設置方針 (略) 5 運営方針 地域拠点歯科診療所は、<u>一般的な歯科疾患を有する患者の診療に加え、診療に困難を伴う障害者を含む、地域（二次医療圏）における全ての患者（高度・特殊治療を除く）を受け入れるものとする。</u> <u>また、地域拠点病院は一般的には歯科疾患を有する患者の診療に加え、診療に困難を伴う患者への対応や入院患者の周術期の口腔機能管理を行うものとする。</u> <u>必要に応じて、地域における研修機能を有するものとする。</u>

歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001 号

平成 15 年 4 月 4 日

一部改正

医政発第 0523009 号

平成 18 年 5 月 23 日

医政発第 0414005 号

平成 20 年 4 月 14 日

医政発第 0206001 号

平成 21 年 2 月 6 日

医政発 0225 第 10 号

平成 22 年 2 月 25 日

医政発 0330 第 8 号

平成 23 年 3 月 30 日

医政発 0405 第 8 号

平成 24 年 4 月 5 日

医政発 0515 第 7 号

平成 25 年 5 月 15 日

医政発 0324 第 21 号

平成 26 年 3 月 24 日

医政発 0410 第 24 号

平成 27 年 4 月 10 日

医政発 0330 第 31 号

平成 30 年 3 月 30 日

医政発 0328 第 9 号

令和 5 年 3 月 28 日

医政発 0626 第 4 号

令和 6 年 6 月 26 日

医政発 0331 第 108 号

令和 7 年 3 月 31 日

目 次

第 1	歯科医療安全管理体制推進特別事業	1
-----	------------------	---

第 2	地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業	2
-----	------------------------	---

第1 歯科医療安全管理体制推進特別事業

1 目的

第5次医療法改正により、平成19年4月より全ての医療機関において、医療安全に関する管理体制の整備が義務付けられたところである。

この事業は、歯科医業を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、各地域の実情に応じた歯科医療安全管理体制を推進することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業内容は、都道府県が各地域の実情に応じて、次に掲げる歯科医療安全管理体制の推進に係る事項について、地方自治体、歯科医師会、歯科衛生士会等に所属する医療関係者等から構成される検討会に基づき、計画的に事業を実施するものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

ア 歯科医療安全管理体制の構築に関する事項（例：情報提供や相談体制、医科歯科連携体制、教育・研修体制等）

イ 歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項

ウ 歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項

エ 歯科医療機関内の環境整備、水質管理、医療廃棄物処理等に関する事項

オ 歯科診療において特別な感染防止対策が必要とされる治療に関する事項（インプラント手術や外科処置）

カ 歯科診療において標準予防策の構築に関する事項（HBV、HCV、HIVキャリア等を含む）

キ 歯科技工物に対する感染防止対策に関する事項

ク 地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理の普及定着に資する事項

ケ その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

第2 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業

1 目 的

歯科診療を希望する患者の中には、障害者等、一般の歯科診療所では診療に困難を伴う患者がいるため、こうした患者への対応も含めた地域における歯科医療提供体制の構築が重要である。

そのため、各地域に必要な歯科医療の提供に対応できる地域の拠点となる病院への歯科の設置や拠点歯科診療所の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院または歯科診療所であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）に位置づけられ、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院または歯科診療所の開設者が、病院歯科または地域拠点歯科診療所として必要な構造設備を整備するものとする。

ア 歯科診療に対応する専用の診療室の設置・増改築・改修

イ 診療室のパーティションの設置

ウ 診療室内外のバリアフリー化 等

4 設置方針

原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

5 運営方針

地域拠点病院は、地域における歯科保健医療提供の拠点としての役割（専門性の高い歯科医療の提供や過疎地域を含め地域の歯科医療機関の後方支援機能、入院患者の口腔管理等）を有するものとする。必要に応じて、地域における研修機能も有するものとする。

また、地域拠点歯科診療所は、地域（二次医療圏等）において、診療に困難を伴う障害者の患者（高度・特殊治療を除く）を受け入れるものとする。（一般的な歯科疾患を有する患者の診療を行う場合も含む。）